

介護予防・日常生活支援総合事業について

平成27年度の介護保険制度改正により、これまで「給付」サービスとして実施していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)」へ移行することにもない、団塊の世代が、75歳に到達する平成37年(2025年)を見据え、既存サービスの見直しを含め、「高齢者の暮らし」を支える体制整備を図る。

本市において、平成37年(2025年)における人口は、9万6千人に達するが、それ以降は減少基調に転ずることが予測されており、高齢化率は、31.0%となり、生産年齢人口(57.7%)、年少人口(11.2%)は、ともに減少することが見込まれている。

1 総合事業の基本的な考え方

人口減少・少子高齢化にともなう担い手不足の中で、増大する地域のニーズに応える方法として、以下が挙げられている。

- | |
|--------------------------------|
| (1) 活動的・生活の継続による介護予防の強化 (介護予防) |
| (2) 専門職以外の生活支援の担い手の確保 (生活支援) |

※ 2025年に向けて目指すものは、総合事業における「地域づくり」であり、「介護予防」と「生活支援」を中心とした制度設計により、「高齢者の暮らし」を支えられる体制整備である。

2 平成29年4月からのサービス提供体制

(1) サービスの確保と介護専門職の確保

「給付」サービスとして実施していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、市が指定する「総合事業」の現行相当サービスとして実施し、「サービス内容」「基準」「単価」は、従前どおりとする。「訪問介護」は、「身体介護」と「生活援助」を実施

(2) 高齢者が活躍できる機会の確保 (人材育成)

上記(1)のサービスの基準等を緩和したサービス(「訪問型サービスA」という。)を実施

※ 資格を問わないため、新たに従事者向けの研修制度を設ける予定(「身体介護」は行わない。)

(3) 多様なニーズへの対応

上記(1)及び(2)以外の多様なニーズに対応していく事業の実施を検討

(4) 一般介護予防事業

これまでの事業に加えて、一定の基準(目的・対象者・開催頻度等)を設け、継続性のある効果的な介護予防を実施する団体等への補助を検討

(5) 一般高齢者施策の見直し

上記の(1)及び(2)により、一般施策である「生活支援ホームヘルプサービス」、「生活支援デイサービス」は、総合事業に移行予定。「軽度生活援助事業」は一部移行予定

3 サービス利用までの流れについて

(1) 新規利用者

希望するサービス内容により異なるが、高齢者生活支援センターの職員が原則訪問により、「基本チェックリスト」「市独自のアセスメントシート(検討中)」等を用いて、対象者のアセスメントを実施後、必要に応じて、「要介護認定申請」の案内、あるいは「事業対象者」としてサービス提供を行うこととなる。

(2) 更新予定者

それまで利用していたサービスにより異なるが、要支援認定の有効期間満了時の更新申請の際、認定申請を行わず、「基本チェックリスト」等の実施により、事業対象者としてサービス提供を行うこととなる。なお、認定申請を希望する方については、従来どおりとする。

4 事業者指定とサービス基準について

(1) 事業者指定について

みなし指定：介護予防訪問介護事業所 38件、介護予防通所介護事業所 23件

平成27年4月1日以降に、兵庫県より指定を受けた事業所（訪問：6件、通所：4件）については、平成28年度中に市に指定申請の手続を行う必要がある。

(2) サービス基準について

「現行相当サービス」については、「基準」「単価」を従前どおりとしてサービス提供
「訪問型サービスA」は、市が定める研修修了者による「生活援助」の提供

5 研修制度について

(1) 研修カリキュラムについて

「制度の理解」「職務の理解」「高齢者等の尊厳の保持」等、2日間の研修（約11時間）を設定

(2) 「訪問型サービスA」の実施に向けた準備について

今年度中に、シルバー人材センターの会員で、「軽度生活援助事業」にかかる業務の従事者を主な対象に実施予定。平成29年4月以降は、40歳以上を対象とする。

6 一般高齢者施策の見直しにかかる利用者への影響について

事業名	生活支援 ホームヘルプサービス	生活支援 デイサービス	軽度生活援助事業
現行 利用者数	100人	11人	自立 74人 要支援 132人 要介護 50人
移行後 利用者数	現行相当 50人 訪問型サービスA 50人	現行相当 11人	訪問型サービスA 63人
影響内容	現行利用者の利用意向と専門職のアセスメントにより、現行相当及び訪問型サービスAに移行されることが予測されるため、ほぼ影響なし。	現行利用者の利用意向と専門職のアセスメントにより、現行相当のデイサービスを利用することが可能であるため、ほぼ影響なし。	平成28年度末で廃止予定のため、現行利用者のうち「自立」の方の一部、「要支援」、「要介護」の方は、シルバー人材センターを含む民間サービスの利用を想定

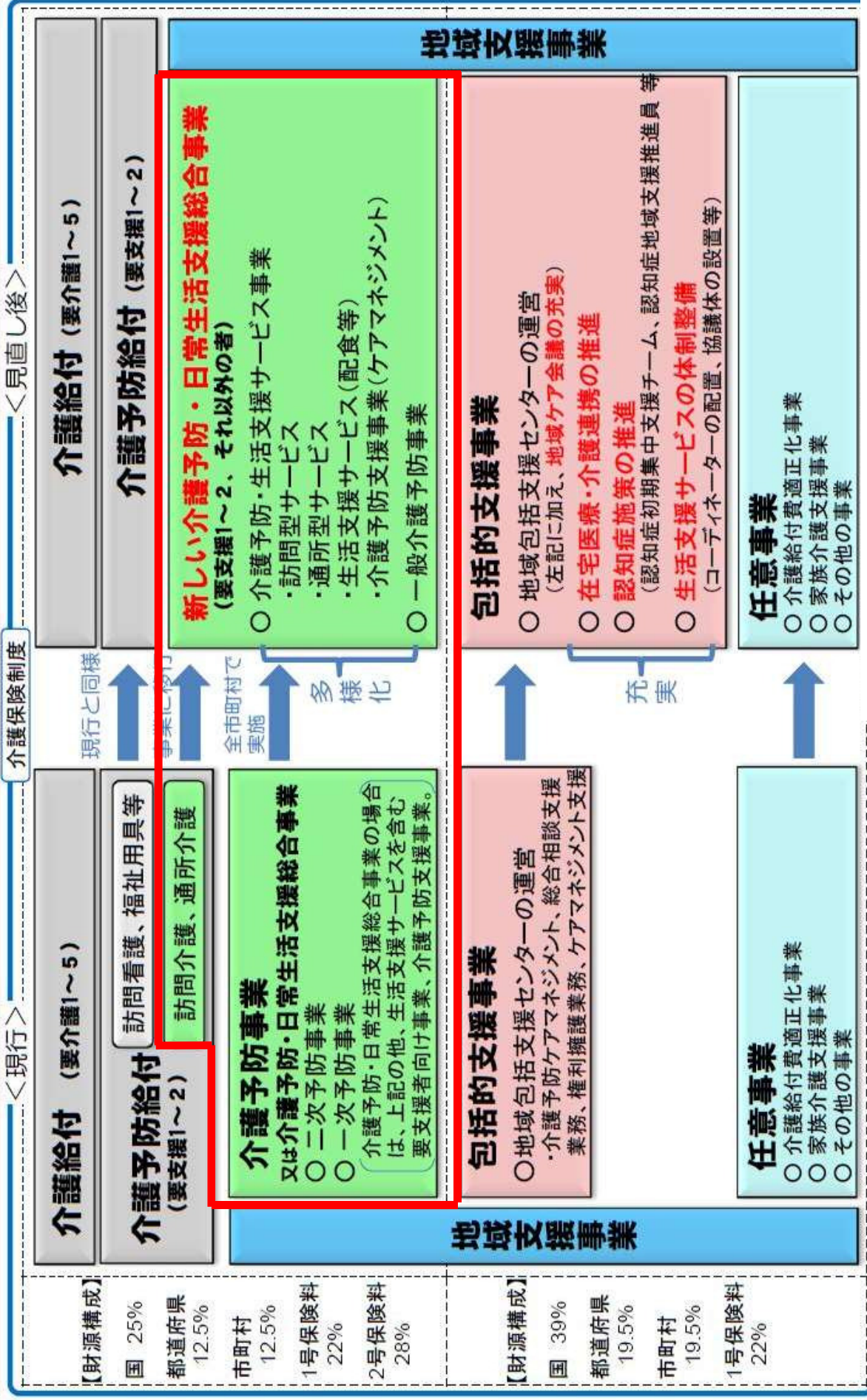
7 今後のスケジュールについて

時期	内容
平成28年12月	啓発リーフレットの作成
平成29年1月～	事業者指定申請受付開始
	一般高齢者施策利用者への案内通知 訪問による説明を開始
	要支援認定者への案内通知開始
	訪問型サービスAの担い手養成研修開始
平成29年3月	広報あしや、広報チャンネルを活用した普及啓発 (仮称)「総合事業が始まります」

制度改正の趣旨①

参考資料①

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



出典：厚生労働省『介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン』

制度改正の趣旨②

IV 総合事業は地域づくりです

1. 地域生活は専門職だけでは支えられないーご近所からボランティア、専門職までみんなで支える

現状の課題



これから



支援や介護が必要になると、友人・隣人との関係は希薄になり、支援を受ける一方の人間関係に変化



“お互いさまの助け合い”の輪を広げていくことで、支援や介護が必要になっても、地域社会の中から切り離されず、なじみの関係を継続できる 出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング

総合事業のサービスの典型例（訪問型サービス）

参考資料③

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準 サービス 種別	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
		②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス 内容	①訪問介護 訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動と して行う生活援助等	保健師等による居宅 での相談指導等	移送前後の生活支 援
対象者と サービス 提供の考 え方	○既にサービスを利用しているケースで、 サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービ スが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある 症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービ スが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利 用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 「多様なサービス」の利用を促進	・体力の改善に向けた 支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向 けた支援が必要な ケース ※3～6ヶ月の短期間で行う		訪問型サービスB に準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた 独自の基準	
サービス 提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	1C

総合事業のサービスの典型例（通所型サービス）

参考資料④

②通所型サービス

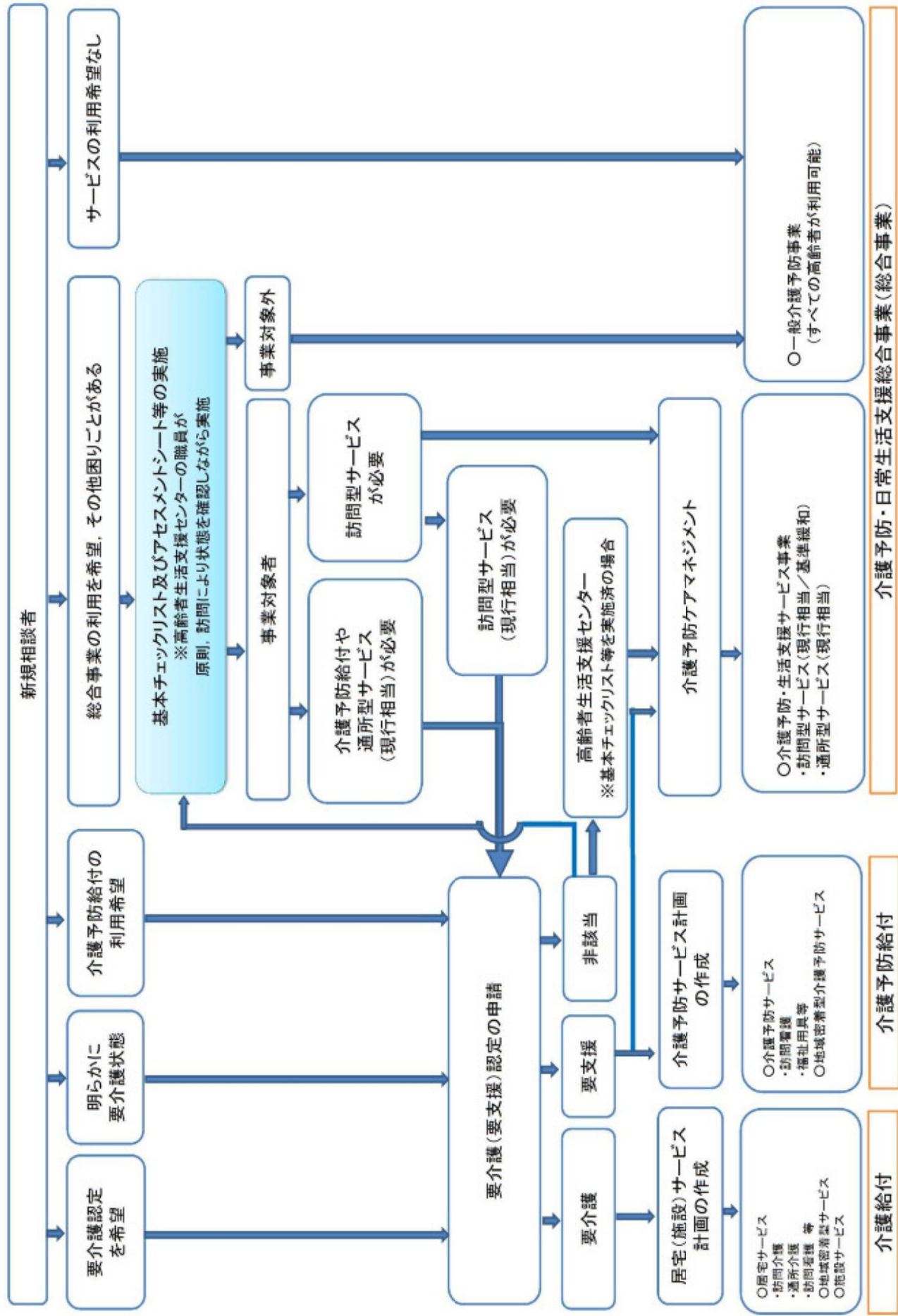
※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準 サービス 種別	現行の通所介護相当	多様なサービス		
		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス 内容	① 通所介護 通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス) ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	③ 通所型サービスB (住民主体による支援) 体操、運動等の活動な ど、自主的な通いの場	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス) 生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改 善等のプログラム
対象者と サービス提 供の考え 方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の 継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うこ とで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進してい くことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多 様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた 支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス 提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

新規申請時の総合事業サービス利用までのフロー図

参考資料⑤



訪問型サービスの基準等について①

参考資料⑥

項目	訪問型サービス（現行相当） （仮称）予防専門型訪問サービス	訪問型サービスA（基準緩和） （仮称）生活支援型訪問サービス
サービス内容	<p>訪問介護員等(介護福祉士，介護保険法(以下法)第8条第2項に規定する政令で定める者)による</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体介護○生活援助 等 	<p>従事者(介護福祉士，法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が別に定める研修を修了した者をいう。)による</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活援助のみ：45分から1時間
対象者となるサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用している ○身体介護が必要 ○退院直後や心肺に疾患を有する不安定な身体状況 ○認知機能の低下が見込まれたり精神疾患を有する身体状況 <p>※上記のような場合で，有資格者等による対応が望ましいと適切にアセスメントされたケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○必要なサービスが生活援助のみ ○本人及び家族の心身の状況が有資格者等による見守りや対応を必要としないケース
人員基準 設備基準 運営基準	<p>(現行の介護予防訪問介護の基準同様)</p>	<p>(現行の介護予防訪問介護の基準を一部緩和)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービスを提供する従事者について，有資格者等だけでなく，市長が別に定める研修を修了した者を含める。また，員数についても必要数とする。 ○訪問事業責任者について，訪問型サービス又はこれに準ずるサービスに1年以上従事した経験を有する場合は，研修修了者でも可とする。 ○管理者について，常勤でなくともよいとする。等

訪問型サービスの基準等について②

参考資料⑦

項目	訪問型サービス（現行相当） （仮称）予防専門型訪問サービス	訪問型サービスA（基準緩和） （仮称）生活支援型訪問サービス
利用者負担額	介護給付の利用者負担割合 （原則1割，一定以上所得者は2割）	
限度額管理	限度額管理の対象・国保連で管理	
支払方法	国保連経由で審査・支払	
実施方法	事業者指定	
算定単位	月包括単価	利用1回ごとの出来高払い
単価	週1回程度 1, 168単位/月 週2回程度 2, 335単位/月 週2回超 3, 704単位/月 ※週2回超は，要支援2の認定者のみ 加算及び減算 ① 初回加算 ② 生活機能向上連携加算 ③ 介護職員処遇改善加算 ④ サービス提供責任者の要件による減算 ⑤ 同一建物減算	週1回程度（月5回まで） 200単位/回 週2回程度（月10回まで） 200単位/回 加算及び減算 ① 初回加算

概要

介護福祉士、介護職員初任者研修了者等の資格を有しない者が、市独自基準の「訪問型サービスA（基準緩和）」に従事するために必要な知識及び技能等を修得することを目的とする。

対象者

研修終了後に、市独自基準の「訪問型サービスA（基準緩和）」の指定を受けた事業所で働く意欲のある方かつ訪問介護の従事者に必要な資格を取得しておられない方

○平成28年度については、シルバー人材センターの会員で、主に「軽度生活援助事業」にかかる業務の従事者を対象とする。

※主に「軽度生活援助事業」の一部を「訪問型サービスA（基準緩和）」に移行するための従事者を養成する研修とする。「訪問型サービスA（基準緩和）」の指定申請を行い、平成29年4月1日よりサービスを開始する予定の事業所について、従事者の養成を希望する場合は、市に相談してください。

○平成29年度については、40歳以上の方で、「介護」に関心のある方を対象とする予定。

研修カリキュラム（案）

- ① 制度理解
- ② 職務の理解
- ③ 高齢者等の尊厳の保持
- ④ 老化や疾病についての理解と介護予防
- ⑤ 認知症の理解
- ⑥ 本人や家族とのコミュニケーション
- ⑦ 自立支援の理論と実践
- ⑧ チームケア

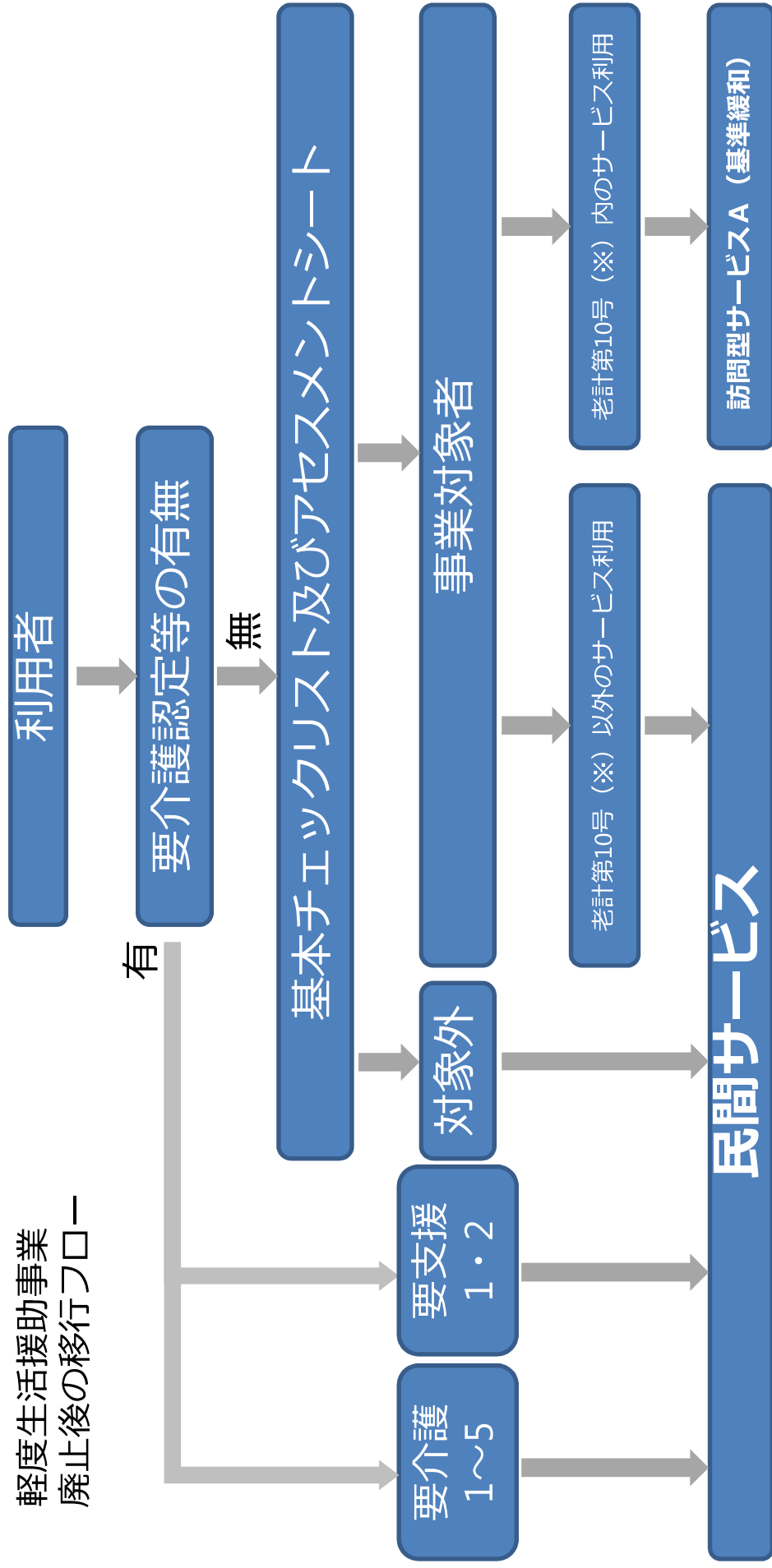
その他

- ・平成28年度の研修については、1月～3月頃にかけて、3回実施する予定。
- ・1回の研修は、2日間（約11時間）で行う予定。
- ・1回の研修受講者は約50人の予定。
- ・研修を修了した者には、修了証を交付する。
- ・研修受講料は無料とする。

軽度生活援助事業利用者の移行の流れ

参考資料⑨

軽度生活援助事業
廃止後の移行フロー



※老計第10号とは、介護保険制度下の訪問介護として行うことができるサービスの範囲をいう。

老計第10号以外のサービスについては**廃止**となりますので、同様のサービス利用が必要な方は民間サービスを利用していただくこととなります。

現行の一般施策と移行後の事業の比較

参考資料⑩

現行の一般施策と移行後の訪問介護サービスの内容の比較

項目	現行の一般施策	総合事業
		軽度生活援助事業
資格等の有無	無し	研修修了者で可
身体介護	×	×
生活援助	①一般サービス（シルバー人材センターができる範囲） ②除草，清掃 ③軽微な修理	①のうち老計第10号の範囲 ②× ③×
利用料	①290円／回 ②420円／回 ③620円／回	①約221円／回（1割負担の場合） ②× ③×
利用時間	2時間／回	45分～60分／回
利用回数	2回／月	週1回程度（5回まで） 週2回程度（10回まで） ※ケアマネジメントにより選択

※この表は、軽度生活援助事業を利用されている方が総合事業に移行した場合の比較です。